

手話普及リレーキャンペーン業務委託公募型プロポーザル審査基準

1 審査方法

埼玉県福祉部障害者福祉推進課内に設置する「手話普及リレーキャンペーン業務委託業者選定委員会」において、企画提案書類を基に審査を行う。

審査委員は、下記2の評価項目ごとに「大変よい：3点」「よい：2点」「普通：1点」「劣る：0点」を評価基準として採点する。

各審査委員の評価点を合計した総合得点が最も高い企画提案を行った者を受託候補者に選定する。

最も高い総合得点を得た企画提案が複数ある場合は、審査委員長が優劣を決する。

企画提案者が一者の場合、各審査委員の評価の合計点が概ね7割（21点）以上を得た場合に受託候補者として選定する。

2 評価項目

- (1) 業務の目的や内容を十分に理解しているか。
- (2) 手話や聴覚障害についての知識を有しているか（知識を有する者の協力が得られるか）。
- (3) 小学生が楽しく手話を学べるプログラム内容になっているか。
- (4) 小学生が主体的に参加できるプログラム内容になっているか。
- (5) 手話講座やステージ発表の他、手話の普及や手話を使用しやすい環境の整備、聴覚障害の理解等につながる企画が盛り込まれているか。
- (6) 埼玉県及び開催地域の人的・物的資源を生かした企画になっているか。
- (7) 広報によりメインターゲットである小学生とその保護者の来場が見込めるか。
- (8) 障害の有無に関わらず、来場者が安心快適に参加できるよう配慮されているか。
- (9) 実施体制や過去の実績から業務遂行能力が認められるか。
- (10) 経費の見積もりは妥当か。